

匝 瑳 市 消 防 委 員 会

日 時：令和元年7月30日（火）

午前10時から

場 所：市役所議会棟第2委員会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議 事

(1)消防団の現状について（報告）

(ア)組織について

(イ)報酬、費用弁償について

(ウ)消防車両、施設等について

(2)消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）

(3)機能別消防団員の導入について

(4)その他

5 閉 会

匝 瑛 市 消 防 団 の 現 状

■組織について

現行の消防団組織は、消防団本部及び12分団で組織する。

消防団員の定員は、匝瑛市消防団条例第3条の規定により694人と定められており、組織及び配置については、匝瑛市消防団規則第2条の規定により次のように定められている。

[団本部]

階 級	団 長	副団長	本部付 (分団長)	定数計	実員計
定 数	1	4	8	13	13

[分 団]

所 属 \ 階 級	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	定数計	実員計	定数計との差
中央分団	1	2	6	12	60	81	80	-1
第1部			1	2	10	13	13	0
第2部			1	2	10	13	13	0
第3部			1	2	10	13	13	0
第4部			1	2	10	13	13	0
第5部			1	2	10	13	13	0
第6部			1	2	10	13	12	-1
匝瑛分団	1	1	3	6	36	47	42	-5
第1部			1	2	12	15	15	0
第2部			1	2	12	15	13	-2
第3部			1	2	12	15	12	-3
豊栄分団	1	1	2	4	30	38	38	0
第1部			1	2	15	18	18	0
第2部			1	2	15	18	18	0
吉田分団	1	1	2	4	30	38	36	-2
第1部			1	2	15	18	16	-2
第2部			1	2	15	18	18	0
飯高分団	1	1	2	4	30	38	35	-3
第1部			1	2	15	18	18	0
第2部			1	2	15	18	15	-3
豊和分団	1	1	3	6	36	47	40	-7
第1部			1	2	12	15	15	0
第2部			1	2	12	15	15	0
第3部			1	2	12	15	8	-7

階級 所 属	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	定数計	実員計	定数計との差
椿海分団	1	1	4	8	40	54	48	-6
第1部			1	2	10	13	10	-3
第2部			1	2	10	13	11	-2
第3部			1	2	10	13	13	0
第4部			1	2	10	13	12	-1
平和分団	1	1	4	8	40	54	49	-5
第1部			1	2	10	13	13	0
第2部			1	2	10	13	10	-3
第3部			1	2	10	13	13	0
第4部			1	2	10	13	11	-2
共興分団	1	1	2	4	30	38	38	0
第1部			1	2	15	18	18	0
第2部			1	2	15	18	18	0
須賀分団	1	1	2	4	30	38	38	0
第1部			1	2	15	18	18	0
第2部			1	2	15	18	18	0
野田分団	1	2	6	12	90	111	111	0
第1部			1	2	14	17	17	0
第2部			1	2	17	20	20	0
第3部			1	2	16	19	19	0
第4部			1	2	15	18	18	0
第5部			1	2	14	17	17	0
第6部			1	2	14	17	17	0
栄分団	1	2	5	10	70	88	84	-4
第1部			1	2	12	15	14	-1
第2部			1	2	12	15	15	0
第3部			1	2	16	19	16	-3
第4部			1	2	14	17	17	0
第5部			1	2	16	19	19	0
合 計	12	15	41	82	522	672	639	-33

[全 体]

階級	団 長	副団長	本部付 (分団長)	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合計
定 数	1	4	8	12	15	41	82	522	685
実員数	1	4	8	12	15	41	82	489	652
定数との差	0	0	0	0	0	0	0	-33	-33

■報酬、費用弁償について

・次のとおり匝瑳市消防団条例第13条で定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。

2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第47号）の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。

3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

別表第1

階級名	報酬年額
団長	105,000 円
副団長	71,000 円
分団長	56,000 円
副分団長	38,000 円
部長	32,000 円
班長	24,000 円
団員	20,000 円

別表第2

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000 円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200 円以内

■消防車両について

1 令和元年度更新車両 合計2台

小型動力ポンプ付積載車（水槽付） 豊栄分団第1部【総重量3.5トン以上7.5トン未満 準中型免許扱い】

消防ポンプ自動車 野田分団第5部【総重量3.5トン以上7.5トン未満 準中型免許扱い】

2 基本方針

初年度登録年月日から起算して20年を経過した車両から更新を計画する。原則として現状配備している車両と同種別の車両に更新する。

なお、水槽付車両を各分団に確保するように配備する。（特別な事情がある場合はこの限りではない。）

匝瑳市消防団配備車両・ポンプ一覧

令和元年7月1日現在

所屬	項目	種 別	車 両					ポ ン プ		
			自動車登録番号	車 種	登録年月日	車検満了日	燃 料	年 式	級 別	製 作 所
団本部	市役所	指 令 車	千葉 800 せ 3572	ニッサン エクスプレ	H19.2.22	R3.2.21	G	-	-	-
中央分団	第1部	ポンプ自動車	千葉 804 ね 1	日野 デュロ	H21.1.29	R3.2.2	L	H21	A2	モリタ
	第2部	ポンプ自動車	千葉 800 リ 2	トヨタ ダイナ	H24.2.23	R2.2.22	L	H24	A2	ナカムラ消防化学
	第3部	ポンプ自動車	千葉 800 ろ 3	日野 デュロ	H25.1.25	R3.1.24	L	H24	A2	モリタ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付)	千葉 830 ひ 4	日野 デュロ	H31.2.25	R3.2.24	L	R1	A2	ナカムラ消防化学
	第5部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 み 5	ニッサン アトラス	H22.11.17	R2.11.16	G	H22	B3	トーハツ
	第6部	ポンプ自動車	千葉 830 て 2007	日野 デュロ	H20.1.28	R2.1.27	L	H19	A2	モリタ
匝瑳分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 831 む 119	ニッサン アトラス	H21.1.27	R3.3.1	G	H20	B3	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 す 1192	ニッサン アトラス	H22.11.17	R2.11.19	G	H22	B3	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 も 123	三菱 キャンター	H30.3.28	R2.3.27	L	H30	B3	トーハツ
豊栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 1656	ニッサン アトラス	H10.12.11	R3.1.11	L	H10	B3	富士重工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 さ 1043	ニッサン アトラス	H24.2.23	R2.3.8	G	H23	B3	トーハツ
吉田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 め 911	ニッサン アトラス	H30.2.22	R2.2.21	G	H30	B3	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 4944	ニッサン アトラス	H11.12.10	R1.12.9	L	H11	B3	富士重工
飯高分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 8851	ニッサン アトラス	H12.12.15	R2.12.18	L	H12	B3	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 831 ゆ 119	ニッサン アトラス	H21.12.11	R1.12.10	G	H21	B3	トーハツ
豊和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 そ 4281	日野 デュロ	H31.2.27	R3.2.26	L	R1	B3	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 そ 1048	三菱 キャンター	H20.1.30	R2.4.8	L	H19	B3	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 そ 2547	ニッサン アトラス	H29.2.21	R3.2.21	G	H29	B3	トーハツ

所屬	項目	種 別	車 両					ポ ン プ			
			自動車登録番号	車 種	登録年月日	車検満了日	燃 料	年 式	級 別	製 作 所	
梅海分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 9250	ニッサン アトラス	H25.1.28	R3.3.16	G	H26	B3	トーハツ	
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 4945	ニッサン アトラス	H11.12.10	R1.12.27	L	H11	B3	富士重工	
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 そ 3435	ニッサン アトラス	H30.2.22	R2.2.21	G	H30	B3	トーハツ	
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 7274	ニッサン アトラス	H22.11.17	R2.11.17	G	H22	B3	トーハツ	
平和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 805 の 1	ニッサン アトラス	H25.1.28	R3.1.31	G	B3	トーハツ	トーハツ	
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 801 な 2	ニッサン アトラス	H29.2.21	R3.2.20	G	H29	B3	トーハツ	
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 み 3	ニッサン アトラス	H21.12.11	R1.12.15	G	H21	B3	トーハツ	
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 1655	ニッサン アトラス	H10.12.11	R2.12.27	L	H10	B3	富士重工	
共興分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 8850	ニッサン アトラス	H12.12.15	R2.12.25	L	H12	B3	トーハツ	
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 6410	ニッサン アトラス	H21.12.11	R1.12.16	G	H21	B3	トーハツ	
須賀分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 4946	ニッサン アトラス	H11.12.10	R2.2.25	L	H11	B3	富士重工	
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 ら 2	ニッサン アトラス	H24.2.23	R2.2.25	G	H23	B3	トーハツ	
野一	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 ち 101	ニッサン アトラス	H22.11.17	R2.11.16	G	H22	B3	トーハツ	
	第2部	ポンプ自動車 (水槽付)	千葉 830 そ 102	日野 デュロ	H29.3.13	R3.3.12	L	H29	A2	ナカムラ消防化学	
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 ち 103	ニッサン アトラス	H24.1.19	R2.1.18	G	H23	B3	トーハツ	
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 な 21	三菱 キャンター	H20.1.30	R2.1.30	L	H19	B3	トーハツ	
	第5部	ポンプ自動車	千葉 88 せ 7433	三菱 キャンター	H10.2.26	R2.4.26	L	H10	A2	GMいちばら	
	第6部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 801 て 1111	ニッサン アトラス	H25.1.28	R3.2.1	G	H25	B3	トーハツ	
栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 さ 3001	ニッサン アトラス	H21.1.27	R3.1.26	G	H20	B3	トーハツ	
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 さ 3002	三菱 キャンター	H20.1.9	R2.1.12	L	H19	B3	トーハツ	
	第3部	ポンプ自動車	千葉 800 さ 6001	三菱 キャンター	H12.3.22	R2.4.17	L	H12	A2	島山ポンプ	
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付)	千葉 830 な 44	日野 デュロ	H31.2.26	R3.2.25	L	R1	A2	ナカムラ消防化学	
	第5部	ポンプ自動車	千葉 800 さ 1789	三菱 キャンター	H10.12.24	R1.10.1	L	H10	A2	日本ドライ	

指令車 1台 ポンプ自動車 10台(うち水槽付3台) 小型動力ポンプ付積載車 31台(うち水槽付12台)

合計 42台

■消防施設等について

消防施設等の整備については、8月開催の消防団幹部役員会で消防施設要望調査を実施し、計画的に整備する。

消防機庫・ホース乾燥塔一覧

令和元年7月1日現在

分団別	区分	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
中央分団	第1部	仲町、砂原	○	○	
	第2部	上出羽、下出羽	○	○	
	第3部	田町、西本町、若潮町	○	○	
	第4部	万町、東本町、福富町、横町	○	○	
	第5部	籠部田、富谷、下富谷	○	○	
	第6部	米倉、米倉新町	○	○	
匝瑳分団	第1部	生尾、山桑、宮本	○	○	
	第2部	松山、中台	○	○	
	第3部	長岡、堀之内、宮和田	○	○	
豊栄分団	第1部	貝塚、飯倉新田、通町、時曾根、幸田南外、池端、台谷、中貫、西之内、雇用促進、団地	○	○	統合機庫
	第2部	新、木積、田久保、青葉谷、久方、亀崎、富岡、牛岡			
吉田分団	第1部	住方、谷、江川、蒔野	○	○	統合機庫
	第2部	新町、栄、城新田、八辺、入山崎、南山崎、南神崎			
飯高分団	第1部	仲台、公崎、城下、小高	○	○	統合機庫
	第2部	片子、大堀、安久山、金原			
豊和分団	第1部	飯塚	○	○	
	第2部	大寺	○	○	
	第3部	内山	○	○	
椿海分団	第1部	仲新久、向新久、宿、青葉町、五正部、天神、八重崎、仲見江、ユウキ住宅	○	○	
	第2部	柳田、東柳田、2班、3組、東八丁歩、学校前、二條、分野、新興分野、瀬戸谷、廿一町、蓮入、椿団地、椿シティ	○	○	
	第3部	仲町、押角、寄島、東町、舟戸町、四軒町、沖北、沖南、学園台	○	○	
	第4部	日之出町、栄町、 ² 県営住宅、水神町、緑町	○	×	

分団別	区分	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
平和分団	第1部	川向、安巻、萩曾根、郷内示、御門、仲才、山里、藤四郎野	○	○	
	第2部	糺内、大街道、東原、西原、荒匂、高野、萩野	○	○	
	第3部	東谷	○	○	
	第4部	上谷、下谷、すみれ団地、上平、新宿	○	○	
共興分団	第1部	吉崎、長谷	○	○	
	第2部	西小笹、東小笹、登戸	○	○	
須賀分団	第1部	横須賀、高	○	○	統合機庫
	第2部	蕪里、高野			
野田分団	第1部	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘	○	○	
	第2部	大坪、上の馬場、御城、古町、宮前、西宿、新生、松山、丸の内	○	○	
	第3部	釜前、野手浜	○	○	
	第4部	今泉丘	○	○	
	第5部	今泉浜	○	○	
	第6部	新堀丘浜	○	○	
栄分団	第1部	川辺上方	○	○	
	第2部	堀川丘	○	○	
	第3部	中郷、新田、和田、高松、川辺浜	○	○	
	第4部	栢田丘	○	○	
	第5部	栢田浜、堀川浜	○	○	
合 計			37	36	

消防機庫の設置状況

令和元年7月1日時点

	消防機庫	設置場所	トイレ	水道	建築年	戸別受信機設置年	備考
1	中央1	八日市場イ2626番地6	なし	あり(上水道)	平成2年	平成22年	
2	中央2	八日市場イ200番地2	なし	あり(上水道)	平成28年	平成28年	
3	中央3	八日市場イ2499番地	なし	あり	平成6年	平成22年	
4	中央4	八日市場イ2917番地2	あり	あり	昭和61年	平成22年	ポケットパーク
5	中央5	八日市場ハ672番地2	あり	あり	平成14年	平成22年	
6	中央6	八日市場ホ451番地4	なし	あり	昭和61年	平成22年	
7	匠磋1	山桑498番地2	なし	あり	昭和56年	平成22年	
8	匠磋2	松山1127番地4	なし	なし	平成5年	平成22年	
9	匠磋3	堀ノ内354番地2	あり	あり(上水道)	平成14年	平成22年	
10	豊栄1 豊栄2	飯倉2145番地9	あり	あり(上水道)	平成15年	平成22年	統合機庫
11	吉田1 吉田2	吉田4010番地1	あり	あり(上水道)	平成11年	平成22年	統合機庫
12	飯高1 飯高2	飯高1706番地	あり	あり(上水道)	平成12年	平成22年	統合機庫
13	豊和1	飯塚1094番地	なし	あり	平成9年	平成22年	
14	豊和2	大寺1858番地2	なし	あり	平成31年	平成22年	
15	豊和3	内山911番地	なし	あり	昭和62年	平成22年	
16	椿海1	椿1706番地6 外2筆	あり	あり	平成13年	平成22年	
17	椿海2	春海51番地2	あり	あり	平成12年	平成22年	
18	椿海3	春海565番地1	なし	あり	平成3年	平成22年	
19	椿海4	椿1268番地2	なし	あり	平成4年	平成22年	
20	平和1	平木113番地	なし	あり	平成3年	平成22年	
21	平和2	平木2022番地	あり	あり(上水道)	平成21年	平成22年	
22	平和3	東谷499番地	なし	あり	昭和54年	平成22年	
23	平和4	上谷中2252番地1	なし	なし	昭和56年	平成22年	
24	共興1	吉崎92番地3	なし	あり(上水道)	平成16年	平成22年	
25	共興2	東小笹353番地3	なし	あり	平成10年	平成22年	
26	須賀1 須賀2	高787番地1	あり	あり(上水道)	平成13年	平成22年	統合機庫
27	野田1	野手5741番地	あり	あり(上水道)	平成23年	平成23年	
28	野田2	野手1283番地4	なし	あり	昭和63年	平成22年	
29	野田3	野手17146番地2432	簡易	あり	平成元年	平成22年	
30	野田4	今泉6756番地	なし	あり	平成2年	平成22年	
31	野田5	今泉8571番地2	あり	あり	平成4年	平成22年	
32	野田6	新堀2159番地7	あり	あり	平成29年	平成29年	
33	栄1	川辺2887番地1	なし	あり	平成7年	平成22年	
34	栄2	堀川4100番地	なし	あり	昭和54年	平成22年	
35	栄3	堀川6376番地5	あり	あり	昭和53年	平成22年	
36	栄4	栢田8152番地2	なし	あり	平成元年	平成22年	
37	栄5	堀川6693番地88	なし	あり	平成4年	平成22年	

平成30年度匝瑛市消防団主要事業実績報告書 1 / 3

月 日	事業種別	場 所	内 容
平成30年 4月14日(土)	消防団役員総会	市役所議会棟 第2委員会室	役員総会を開催し、次の議題について協議した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度匝瑛市消防団事業実績について(報告) ・平成30年度匝瑛市消防団事業計画について ・平成30年度消防団関係予算の執行方針について ・匝瑛市消防団教養・規律訓練について ・匝瑛市消防操法大会出場部関係及び消防操法訓練について
5月6日(日)	教養・規律訓練	八日市場ドーム 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養・規律訓練を実施し、団員の資質向上と団組織の充実強化を図った。(参加団員数:427名)
	消防団幹部役員会①	市役所議会棟 第3委員会室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 <ul style="list-style-type: none"> ・第12回匝瑛市消防操法大会の開催について ・第58回海匠支部消防操法大会について ほか
5月2日(水) 6月1日(金)	分団部別消防操法訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・市営グラウンド ・支所南側駐車場 ・支所北側駐車場 ・生涯学習センター、福祉センター前駐車場 ・チューリップ広場駐車場 	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練により、団員の資質向上と消防団活動の活性化を図った。
6月3日(日)	匝瑛市消防操法大会	市役所南側駐車場	第12回匝瑛市消防操法大会を開催し、団員の操法技術の向上と士気高揚を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ車操法の部(10ヶ部) 最優秀賞:中央分団第1部 優秀賞:中央分団第6部 ・小型ポンプ操法の部(16ヶ部) 最優秀賞:飯高分団第2部 優秀賞:中央分団第5部
6月24日(日)	海匠支部消防操法大会	旭文化の杜公園(旭市)	第58回海匠支部消防操法大会の開催にあたり、市消防操法大会最優秀賞及び優秀賞受賞部を派遣した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ車操法の部(5ヶ部) 優秀賞:中央分団第1部 優良賞:中央分団第6部 ・小型ポンプ操法の部(5ヶ部) 優良賞:飯高分団第2部 第4位:中央分団第5部

平成30年 匝瑳市消防団主要事業実績報 第 2 / 3

8月18日(土)	消防団幹部役員会②	市役所議会棟 第2委員会室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防定例表彰について ・匝瑳市総合防災訓練への参加について ・消防施設要望調査について ・実戦操法訓練の実施について ・機能別消防団員について ほか
9月30日(日)	市総合防災訓練	市内一円	雨天により中止
11月4日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした実戦操法による習熟訓練を実施した。 (参加団員数：470名)
12月1日(土)	消防団幹部役員会③	市役所議会棟 第2委員会室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 <ul style="list-style-type: none"> ・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・近隣市町消防出初式参列について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか
12月16日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	匝瑳市消防出初式挙行に係る中隊指揮演習を実施した。
12月28日(金) 12月31日(月)	歳末特別警戒	市内一円	管内の歳末警戒警備(夜警)及び機械器具点検を実施した。 (参加団員数：延べ1,250名) ※市長巡視 12月28日
平成31年 1月6日(土)	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場	横芝光町の消防出初式に参列した。

平成30年度匝瑳市消防団主要事業実績報告書 3 / 3

1月12日(土)	匝瑳市消防出初式	市役所南側駐車場	匝瑳市消防出初式を挙行し、125名を表彰するとともに、消防職団員の士気高揚を図った。 (参加団員数：454名)
1月19日(土)	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施した。 (参加団員数：66名)
1月20日(日)	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場	銚子市の消防出初式に参列した。
2月16日(土)	消防団幹部役員会④	市役所議会棟 第2委員会室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・平成31年度消防団主要事業計画について ・平成31年度消防団員名簿の作成について ・第69回千葉県消防大会について ほか
3月20日(金)	千葉県消防大会	青葉の森公園芸術文化ホール	第69回千葉県消防大会に参列した。 ・被表彰者 消防団員 7名 内助功労 1名

令和 F度匝瑳市消防団主要事業計画 1 / 3

月 日	事業種別	場 所	内 容
平成31年 4月13日(土)	消防団役員総会	市民ふれあいセンター	消防団役員総会の開催 ・平成30年度匝瑳市消防団事業実績について(報告) ・平成31年度匝瑳市消防団事業計画について ・平成31年度消防団関係予算の執行方針について ・匝瑳市消防団教養・規律訓練について ・匝瑳市消防操法大会出場部関係及び消防操法訓練について
令和元年 5月12日(日)	教養・規律訓練 【雨天決行】	市民ふれあいセンター 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養講習及び合同演習の実施
	消防団幹部役員会①	市役所議会棟第2委員会室	議題 ・第13回匝瑳市消防操法大会の開催について ・第59回海匝支部消防操法大会について ほか
5月1日(水) 5月31日(金)	分団部別消防操法訓練	・市営グラウンド ・支所南側駐車場 ・支所北側駐車場 ・生涯学習センター、 福祉センター前駐車場 ・チューリップ広場駐車場	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練の実施
6月2日(日)	市消防操法大会	市役所南側駐車場	第13回匝瑳市消防操法大会の開催 ・ポンプ車操法の部(10ヶ部) 最優秀賞:中央分団第4部 優秀賞:野田分団第2部 ・小型ポンプ操法の部(15ヶ部) 最優秀賞:飯高分団第1部 優秀賞:共興分団第2部
6月30日(日)	海匝支部消防操法大会	匝瑳市役所北側駐車場	第59回海匝支部消防操法大会に市消防操法大会最優秀賞及び優秀賞受賞部を派遣 ・ポンプ車操法の部(5ヶ部) 最優秀賞:野田分団第2部 優秀賞:中央分団第4部 ・小型ポンプ操法の部(5ヶ部) 優秀賞:共興分団第2部 優良賞:飯高分団第1部

令和元年度匝瑳市消防団主要事業計画書 2 / 3

7月27日(土)	千葉県消防操法大会	千葉県消防学校屋外訓練場 (市原市菊間783-1)	第55回千葉県消防操法大会に海匝支部消防操法大会最優秀賞受賞部を派遣した。 ・ポンプ車操法の部(12ヶ部) 努力賞:野田分団第2部
8月17日(土)	消防団幹部役員会②	市役所議会棟第2委員会室	議 題 ・消防定列表彰について ・防災訓練への参加について ・消防施設要望調査について ・実戦操法訓練の実施について ほか
9月29日(日)	市総合防災訓練	市内一円	市総合防災訓練への参加
11月3日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした実戦操法による習熟訓練の実施
11月下旬) 12月上旬	消防団幹部役員会③	未 定	議 題 ・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・近隣市町消防出初式参列について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか
12月15日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	匝瑳市消防出初式に係る予行演習の実施

令和 2年度匝瑳市消防団主要事業計画 3 / 3

12月28日(土) 12月31日(火)	歳末特別警戒	市内一円	管内の歳末警戒警備(夜警)及び機械器具点検の実施 ・市長巡視 12月28日(土)を予定
令和2年 1月11日(土)	匝瑳市消防出初式	晴天時：市役所南側駐車場 雨天時：八日市場ドーム	匝瑳市消防出初式の挙行
1月中旬	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場	近隣市町の消防出初式に参列
1月下旬	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施
2月中旬	消防団幹部役員会④	未定	議 題 ・令和2年度消防団主要事業計画について ・令和2年度消防団員名簿の作成について ・第70回千葉県消防大会について ほか
2月下旬～ 3月下旬	千葉県消防大会	千葉市内	第70回千葉県消防大会に参列

匝瑛市機能別消防団員の導入について

令和元年 5 月 総務課消防防災班

1 目的

匝瑛市機能別消防団員(以下「機能別団員」という。)は、火災(建物・林野火災のみ)、地震災害、津波災害、風水害及び大規模災害等(以下「災害等」という。)の発生時において、市民の身体、生命及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与し、災害等の現場で不足する基本団員の活動を補完し、地域の実情に即した活動を行うことを目的とする。

2 任命条件

機能別団員は、次に掲げる者(各分団からの推薦者)のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) 匝瑛市の区域内に居住する者
- (2) 志操堅固で、かつ、身体強健な者
- (3) 消防団員経験を有する者(年数制限無し)

3 団員数

機能別団員数は、規則定数に対する不足人数とする。(令和元年度 - 33名)

4 階級及び団員報酬

機能別団員の階級は、全て団員とし、団員報酬は年額5,000円とする。

5 任務及び活動内容

機能別団員の任務は、災害等において、消防団長の出動要請(火災については、ちば共同指令センターからのメールを覚知した段階で出動要請があったものとみなす。)に応じ出動し、原則として所属部長等の指揮の下、基本団員が行う活動の後方支援に努めるものとする。

なお、機能別団員の活動内容において、消防団が開催する操法大会等の各種行事については、参加しないものとする。ただし、消防団長が消防活動上必要と認める行事又は訓練に参加する場合は、この限りでない。

6 活動時間及び範囲等

機能別団員の活動時間は、原則、火災については、平日・祝祭日の区分は無く活動する必要が生じた日中とする。ただし、大規模災害等の災害発生時においては、災害の状況により、消防団長の指示により、日中以外の活動を行う場合があるものとする。

なお、活動範囲は、所属部の活動区域内とする。

7 公務災害補償

機能別団員の公務災害の額及び支給方法については、千葉県市町村消防団員等公務

災害補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる損害補償を適用する。

8 退職報償金

機能別団員の退職報償金の額及び支給方法については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第2号)の定めるところにより、5年以上勤務した場合に支給する。ただし、過去に消防団員として勤務していた年数は通算できないものとする。

9 表彰

機能別団員の表彰は、国、県、市等へは具申しないものとする。

10 費用弁償

機能別団員に支給する費用弁償は基本団員と同様とし、次のとおりとする。

- (1) 教養訓練その他の訓練に参加した団員
1回につき 1,000円以内
- (2) 火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員
1回につき 1,000円以内
- (3) 災害現場に出動し、業務に従事した団員
1回につき 1,000円以内
- (4) ポンプ点検整備に従事した団員
1回につき 200円以内

11 消防車両の運転

機能別団員は、基本団員が消防車両を運転できない場合に運転を行うものとする。

12 貸与被服等

機能別団員には、消防任務に従事するため、ヘルメット、活動服、ゴム長靴を貸与する。

なお、防火衣・防火帽・防火靴は各分団に貸与されている物を必要に応じて使用する。

13 施設の整備及び点検

機能別団員は、消防施設の定期的な整備点検、管理保全等への参加について、原則、所属部の指示に従うものとする。

14 選出方法について

機能別団員は各分団が消防団員経験者の中から選出し、選出に当たっては、平日及び祝祭日の日中に災害出動が可能な者から優先的に選出するものとする。

なお、勧誘に当たりに困難が生じた場合は、必要に応じて団本部が相談、協力を行う。

15 導入開始時期

機能別団員の導入は、令和2年4月1日から適用する。

機能別消防団員 編成表

条例定数	規則定数	団本部				分 団								
		団長	副団長	本部付	団本部 合計	分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員 (R1)	分団合計 (R1)	現行定数	定数増減
694	685	1	4	8	13	中央	1	2	6	12	59	81	81	-1
						匝磋	1	1	3	6	31	39	47	-5
						豊栄	1	1	2	4	30	38	38	0
						吉田	1	1	2	4	28	36	38	-2
						飯高	1	1	2	4	27	33	38	-3
						豊和	1	1	3	6	29	40	47	-7
						椿海	1	1	4	8	34	50	54	-6
						平和	1	1	4	8	35	50	54	-5
						共興	1	1	2	4	30	38	38	0
						須賀	1	1	2	4	30	37	38	0
						野田	1	2	6	12	90	111	111	0
栄	1	2	5	10	66	86	88	-4						
694	685	1	4	8	(a) 13		12	15	41	82	489	(b) 639	672	-33

●規則定数 685人 ●実数[令和元年] (a)+(b)=652人【-33人】 ●機能別追加 (a)+(b)+(c)=685人以内

※機能別団員数は、規則定数から総団員数を減じた人数以内で想定

○匝瑳市消防委員会条例

平成18年1月23日

条例第130号

(設置)

第1条 市は、消防の充実発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、匝瑳市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防団員の服務、待遇、消防施設の改善その他消防に関する重要事項について、市長の諮問に答え、又は市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項に掲げるもののほか、委員総数の3分の2以上の者から委員会に付議すべき事件を付して要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。
- 3 会議の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

匝瑳市消防委員会委員名簿

平成30年12月7日

氏名	住所	電話番号	備考
第1号委員 〔市議会議員〕	行木 光一	匝瑳市木積1201番地	72-1514
	都祭 広一	匝瑳市春海6191番地5	67-5430
	宮内 康幸	匝瑳市八日市場ハ791番地	72-1010
第2号委員 〔消防関係者〕	秋山 忠史	匝瑳市吉田3682番地	70-1565 消防団長
	及川 正義	匝瑳市川辺2277番地	67-3641 消防団副団長
	宮崎 良喜	匝瑳市野手966番地1	67-2005 消防団副団長
第3号委員 〔学識経験者〕	畔蒜 晴夫	匝瑳市八日市場イ2581番地	73-4773
	藤井 嘉徳	匝瑳市八日市場イ2683番地	72-2607 委員長
	及川 重幸	匝瑳市堀川6426番地2	67-3078
	太田 康晴	匝瑳市八日市場イ267番地	73-0882
	子安 馨	匝瑳市野手17146番地897	67-3331
	鈴木 淳一	匝瑳市八日市場ハ1262番地	72-2242

(任期：令和2年6月27日)

